


県内企業で働く外国人材と

地域住民との交流を

支援します！



外国人材が地域に  
馴染んでほしい！

外国人材が地域住民の方と  
仲良くなって、企業に定着  
してほしい！

地域住民の方に外国人材の  
ことについてもっと知って  
もらいたい！

# 外国人材地域交流 促進事業費補助金

県内 **10** 団体程度

## 対象者

県内の外国人材受入中小企業、技能実習監理団体、登録支援機関 など

## 対象事業

地域との交流をとおして、外国人材の企業定着の効果が見込まれる事業

## 補助上限額 / 補助率

20万円 / 補助対象経費の2分の1



# 外国人材地域交流促進事業費補助金

## 【補助金支給までの流れ】



対象者	県内の外国人材受入中小企業、技能実習監理団体、登録支援機関等
対象事業 (要件)	①地域との交流をとおして、外国人材の企業定着の事業効果が見込まれること。 ②県内で実施されること。 ③イベントの実施等を伴わない単純な食事会等ではないこと。 (事業例) ・地元行事への参加 ・スポーツ大会への参加
補助上限額 / 補助率	補助上限額 20万円 / 補助率 2分の1 ※1団体につき、2事業まで。
対象経費	会場使用料、交通費、機材レンタル料、郵送料、広告費、保険料、消耗品費、印刷費など
補助金交付 の決定	外国人材地域交流促進事業費補助金審査会で適当と認められた事業に補助金が交付されます。
申請期間	令和6年7月23日から令和7年2月28日まで ※事業実施の2週間前までに申請してください。 ※予算額に達した場合は、申請期間内に受付を終了する場合があります。

補助要綱、申請書類などの詳細は、富山県のホームページでご確認ください。

🔍 富山県 外国人材地域交流促進事業 ×



【申請・お問い合わせ先】

富山県 商工労働部 労働政策課 〒930-8501 富山市新総曲輪1-7  
TEL:076-444-8897 E-mail:arodoseisaku@pref.toyama.lg.jp